

プラスチック資源循環促進法 ～法の施行に向けて～

一般財団法人 日本環境衛生センター
理事長 南川 秀樹

1. プラスチック資源循環促進法 制定の背景

海岸での漂着ごみの事例（日本）



山形県酒田市飛島



長崎県対馬市

出典：環境省プラスチック資源循環戦略小委員会資料

プラスチックによる海洋汚染の現場



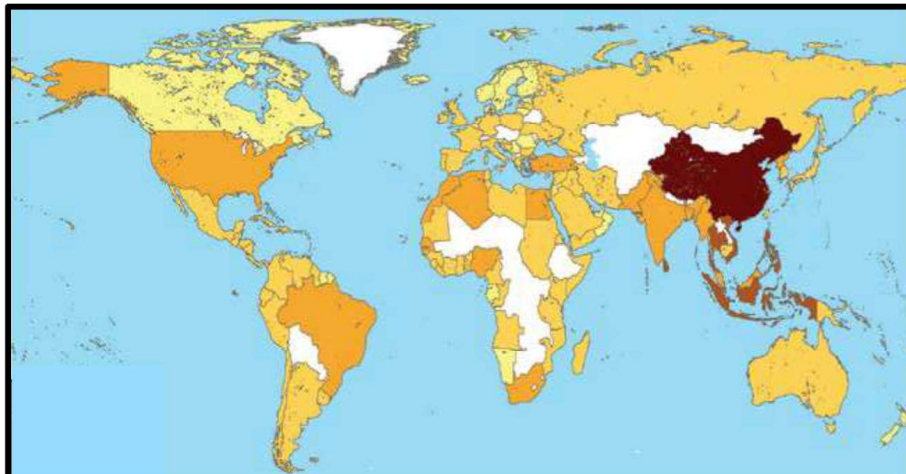
ケニア・ワタミュビーチ © Greg Armfield



漁網に絡まり溺死したオサガメ（サントメ・プリンシペ）

© Michel Gunther / WWF

陸上から海洋に流出したプラスチックごみ発生量（2010年推計）ランキング



海岸から50 km以内に居住している人々によって不適正処理されたプラスチックごみの推計量（2010年）で色分けした地図（濃い色ほど、ごみの発生量が多い。）

1位	中国	132～353万	t / 年
2位	インドネシア	48～129万	t / 年
3位	フィリピン	28～75万	t / 年
4位	ベトナム	28～73万	t / 年
5位	スリランカ	24～64万	t / 年
	⋮		
20位	アメリカ	4～11万	t / 年
	⋮		
30位	日本	2～6万	t / 年

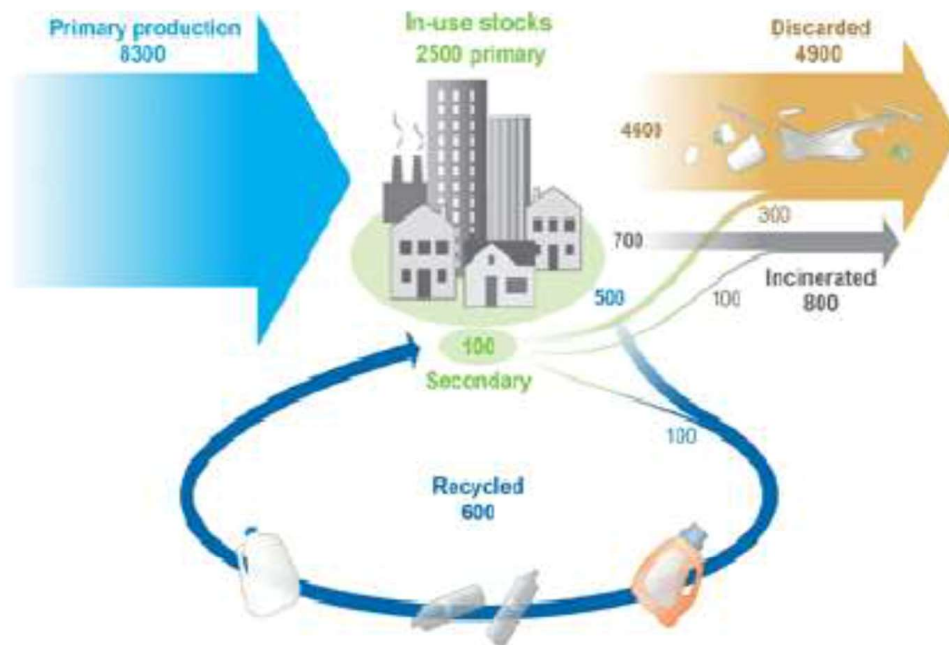
- 陸上から海洋に流出したプラスチックゴミの発生量（2010年推計）を人口密度や経済状態等から国別に推計した結果、1～4位が東・東南アジアであった。

（参考）Plastic waste inputs from land into the ocean (2015.Feb. Science)

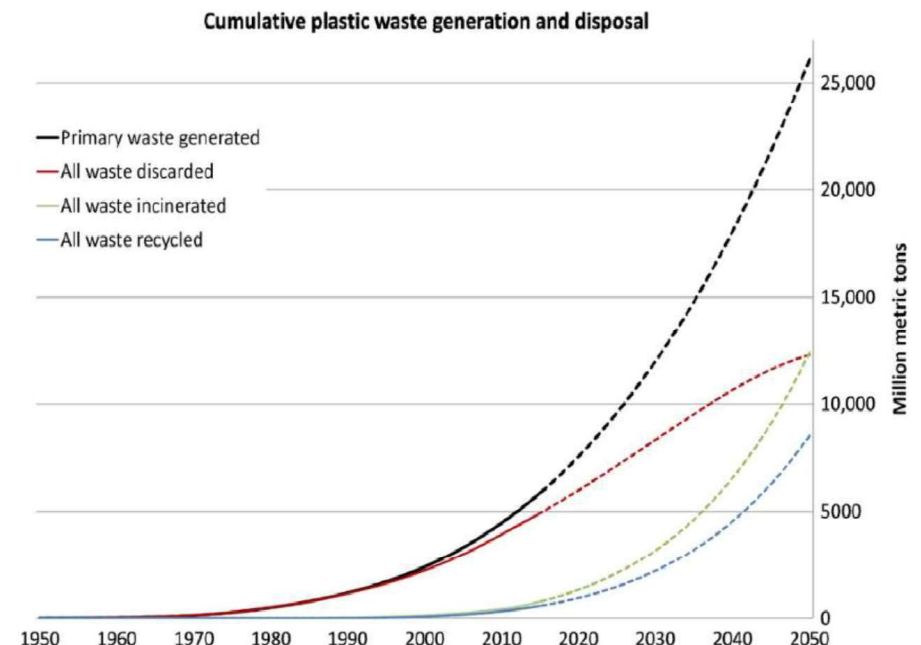
- ダボス会議（H.28.1月）では、2050年までに海洋中に存在するプラスチックの量が魚の量を超過するとの試算が報告された（重量ベース）。

（参考）The New Plastics Economy Rethinking the future of plastics(2016.Jan. World Economic Forum)

- 1950 年以降
生産：83 億トン超
廃棄：63 億トン
- 回収されたプラスチックごみの79%が埋立 あるいは 海洋等へ投棄（流出）
- リサイクルされているプラスチック：9%
- 現状のペースでは、2050年までに120億トン以上のプラスチックが埋立・自然投棄される



図：プラスチック生産量と廃棄量

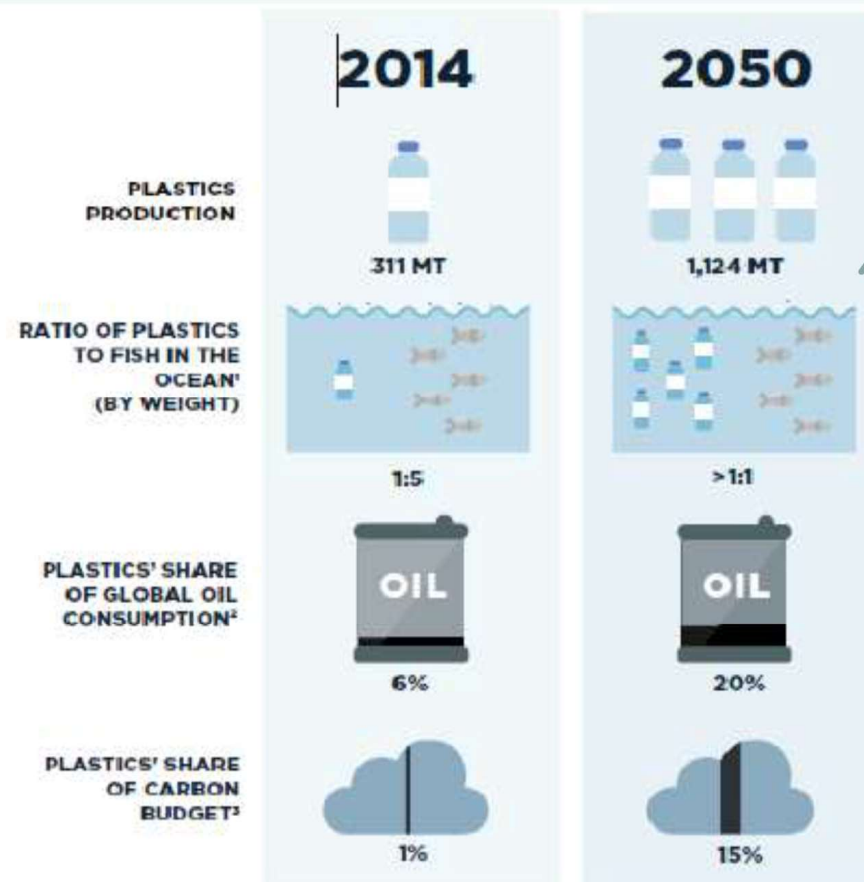


図：プラスチック廃棄量の予測

出所) Geyer, R., Jambeck, J. R., & Law, K. L. (2017). Production, use, and fate of all plastic ever made. *Science advances*, 3(7), e1700782.

環境省「プラスチック資源戦略小委員会」資料

- 容器包装プラスチックの使用には以下のような長所が存在
 - 食品貯蔵寿命の延長
 - 重量軽減による輸送燃料の削減
- 容器包装プラスチックの使用は拡大傾向
 - 1964年の15百万トンから2014年の311百万トンへと過去50年の間に急増
 - 今後20年で現在の生産量の2倍になる予想

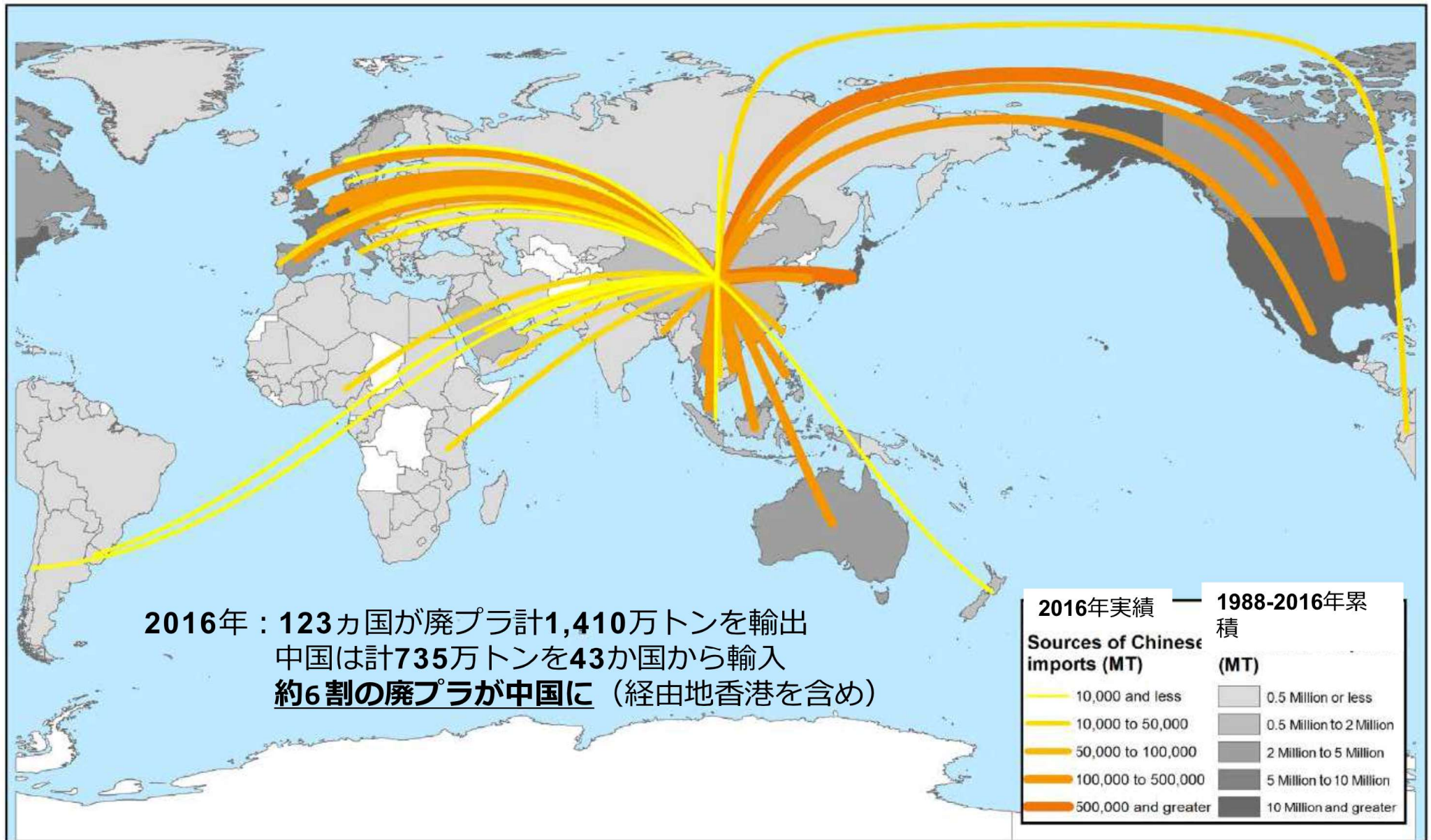


- 2050年には
1. 海洋中のプラスチック量が魚の量以上に増加
 2. 石油消費量においてプラスチックが占める割合が20%に上昇
 3. 炭素収支においてプラスチックが占める割合が15%に上昇

図：BAU シナリオにおけるプラスチック量の拡大、石油消費量

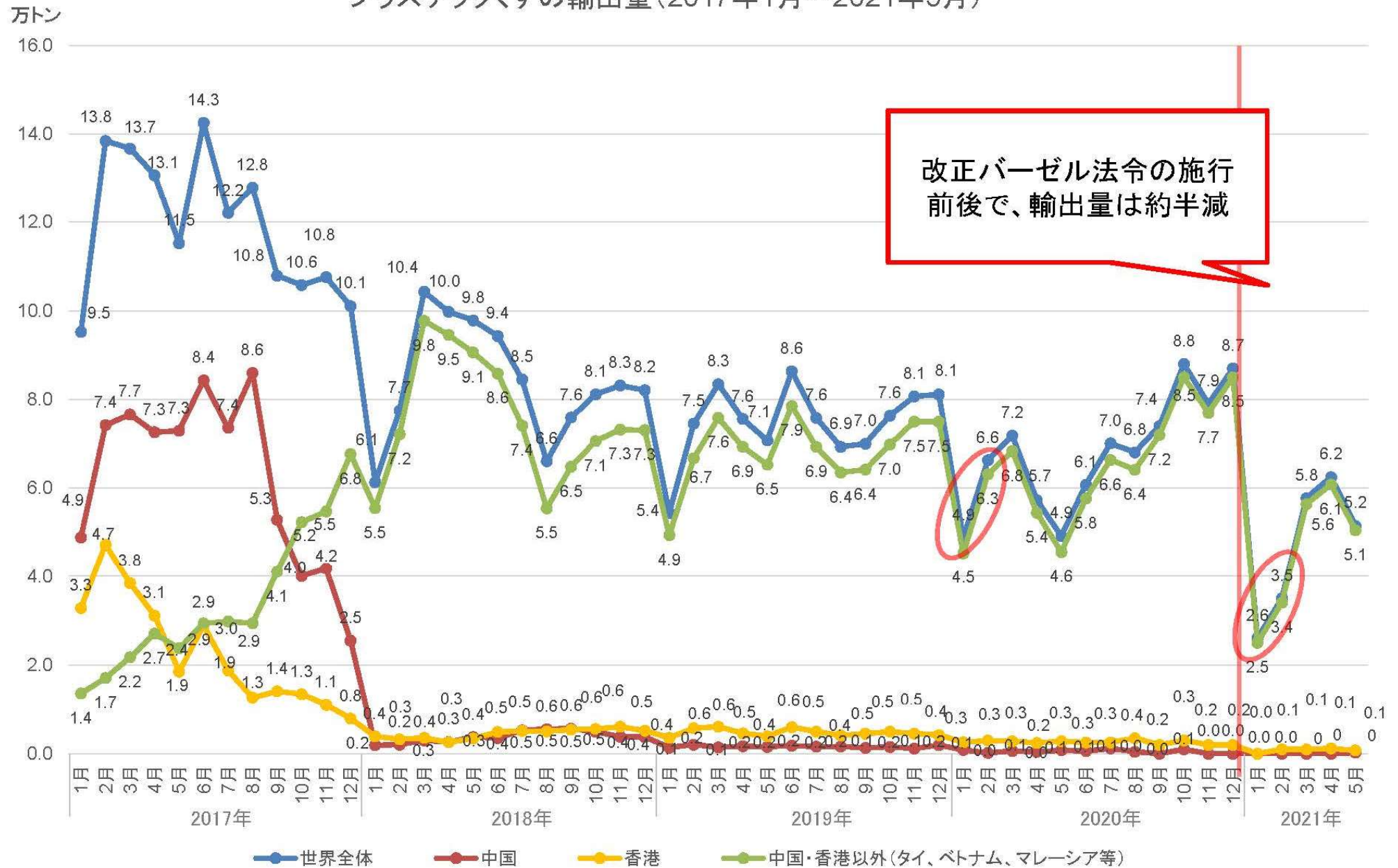
出所) ELLEN MACARTHUR FOUNDATION .<https://www.ellenmacarthurfoundation.org/>(閲覧日：2018年3月19日)
THE NEW PLASTICS ECONOMY RETHINKING THE FUTURE OF PLASTICS

世界各国から中国への廃棄物輸出（2016年）



プラスチックくずの輸出量の推移

プラスチックくずの輸出量(2017年1月～2021年5月)

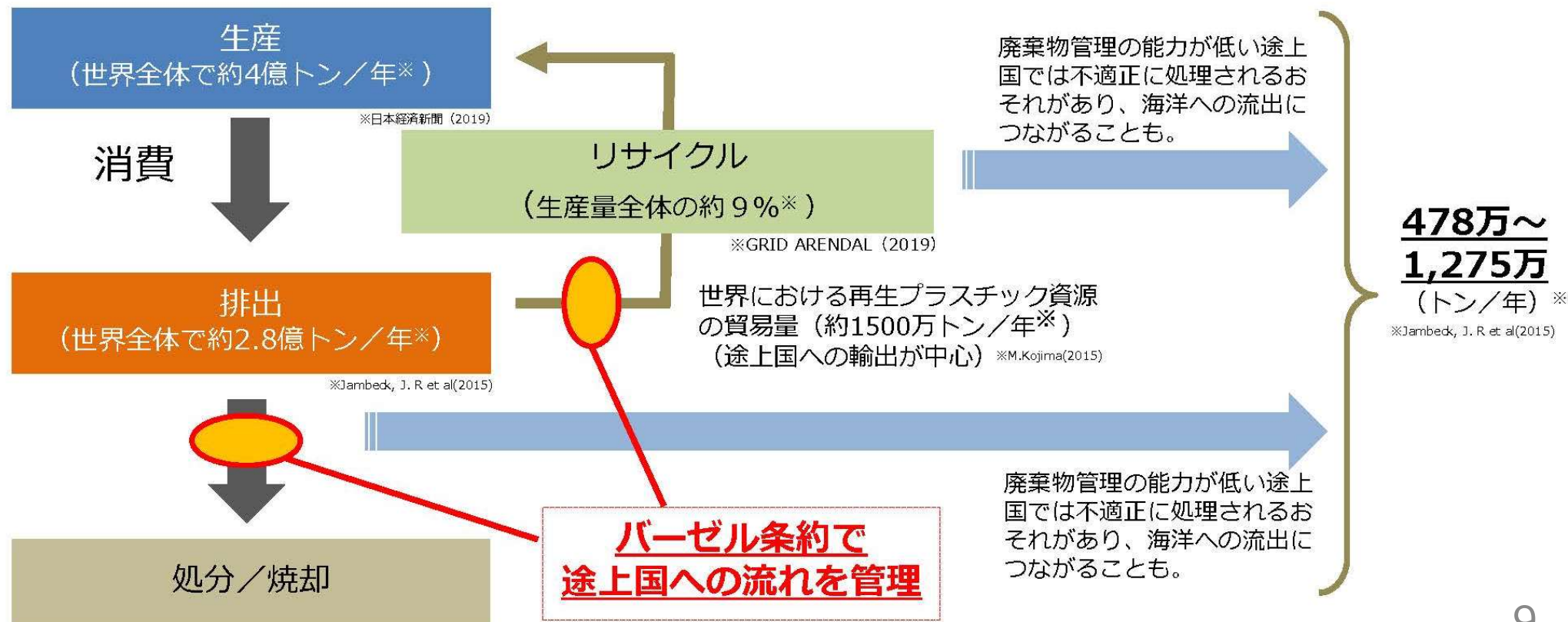


出典) 財務省貿易統計 (HSコード: プラスチックのくず 3915) <https://www.customs.go.jp/toukei/info/index.htm>

バーゼル条約附属書改正とその背景

- 2017年に中国が国内での環境汚染等を理由に、プラスチックの輸入規制を実施。
- その後、中国に代わり東南アジア諸国へのプラスチックの輸出が増えたが、これらのプラスチックが、**輸入国におけるリサイクルの過程で不適切に処理され、環境汚染を引き起こしている**と指摘され、その結果、東南アジア諸国においても輸入規制が実施されている。
- この問題の解決のため、バーゼル条約第14回締約国会議（COP14）において、**プラスチックの廃棄物を新たに条約の規制対象に追加**する条約附属書改正が決議された。改正附属書は2021年1月1日より発効され、我が国を含め、**国際的なプラスチックの輸出入の規制が強化**された。

<プラスチックの生産・処分の流れ>



G20大阪ブルー・オーシャン・ビジョンと実施枠組

流出の多くが新興国・途上国とも言われていることから、これらの国々を含む世界全体で取り組むことが重要。
→G20での「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」、
「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」の共有



大阪ブルー・オーシャン・ビジョン

- ・ G20首脳が、**共通のグローバルなビジョンとして共有**
- ・ 他国や国際機関等にもビジョンの共有を呼びかけ（2021年6月現在、**87の国と地域**が共有）

「社会にとってのプラスチックの重要な役割を認識しつつ、改善された廃棄物管理及び革新的な解決策によって、管理を誤ったプラスチックごみの流出を減らすことを含む、包括的なライフサイクルアプローチを通じて、**2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す。**」

G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組

- ・ G20持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合で採択
- (1) G20各国は、以下の**自主的取組を実施**し、**効果的な対策と成果を共有・更新**することを通じた**相互学習を行う**
 - ①適正な廃棄物管理、②海洋プラスチックごみ回収、
 - ③革新的な解決策（イノベーション）の展開、④各国の能力強化のための国際協力など
- (2) G20各国は、協調して、①国際協力の推進、②イノベーションの推進、③科学的知見の共有、④多様な関係者の関与と意識向上等を実施するとともに、G20以外にも展開
- ・ 上記をG20首脳が承認 「我々はまた、「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」を支持する。」

<リデュース>

- ①2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制

<リユース・リサイクル>

- ②2025年までにリユース・リサイクル可能なデザインに
- ③2030年までに容器包装の6割をリサイクル・リユース
- ④2035年までに使用済プラスチックを100%有効利用

<再生利用・バイオマスプラスチック>

- ⑤2030年までに再生利用を倍増
- ⑥2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入

日本国内で生産・流通している樹脂および樹脂添加剤
(熊谷将吾, 吉岡敏明, 廃棄物資源循環学会誌, 25, 124 (2014))

樹脂	
熱可塑性樹脂	85
熱硬化性樹脂	37
天然高分子・その他樹脂	35
計	153
樹脂添加剤	
可塑剤	46
塩ビ安定剤	39
酸化防止剤	30
紫外線吸収剤	42
帯電防止剤	18
難燃剤	24
有機発泡剤	5
滑材	7
防カビ剤	17
結晶核剤	2
計	230

樹脂と添加剤の組合せは多岐に渡る
汚れも入ってくる
(≒リサイクルの難しさ)



**様々な樹脂や添加剤に対して
ロバストなケミカルリサイクル技
術の開発に期待**

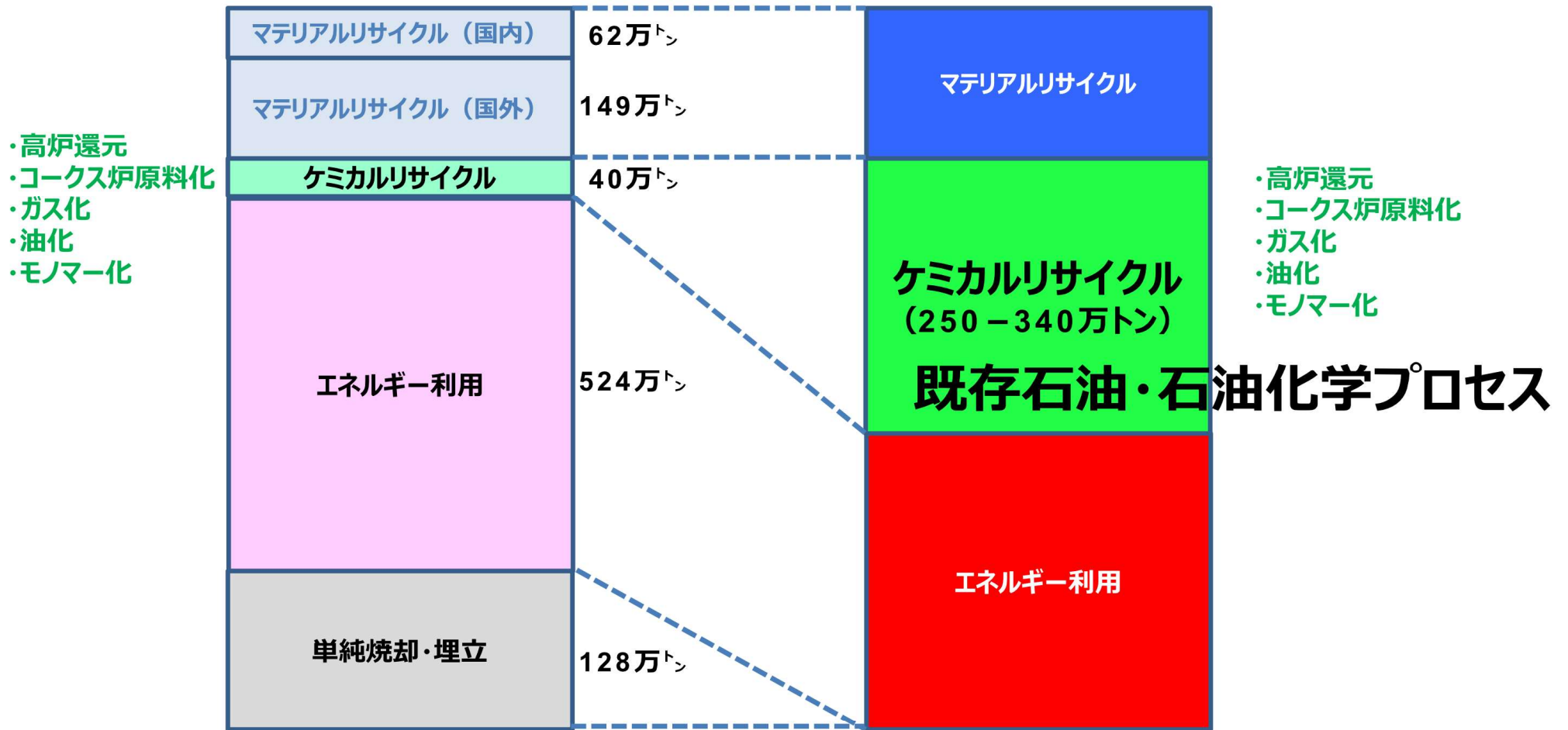
熱分解法による再資源化に着目

樹脂・樹脂添加剤の果たしてきた役割は大きい。プラ代替材料の開発はそう簡単ではない。

日本におけるプラスチックリサイクルの将来比率

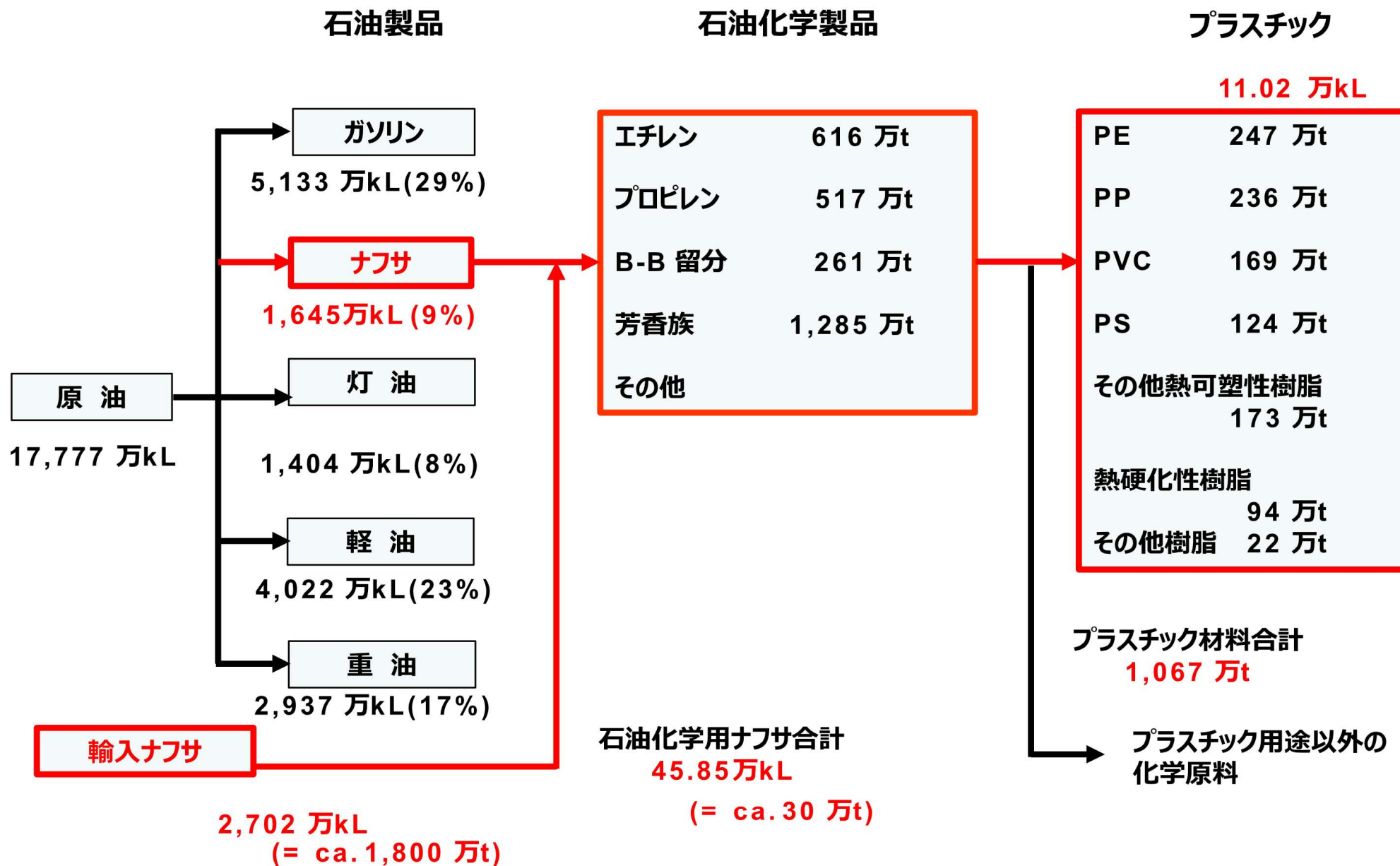
従来技術 (2017)

新技術 (2030)



吉岡敏明, 齋藤優子, 熊谷将吾, 環境情報科学, 48, No.3, 39-44, (2019) をもとに作成

わが国の原油からプラスチック生産までの流れ(2018)



出典：プラスチック循環利用協会「プラスチックリサイクルの基礎知識2020」

レジ袋有料化（2020年7月開始）の効果

1週間レジ袋を使用しなかった人の割合

有料化前	有料化後
30.4%	71.9%

出典) 環境省アンケート調査

レジ袋の辞退率

	有料化前	有料化後
コンビニエンスストア	約23%	約 75%
スーパーマーケット	約57%	約 80%

レジ袋の使用枚数

	有料化前	有料化後	削減効果
ドラッグストア	約33億枚	約5億枚	約 84% 減少

出典) 業界団体へのヒアリング

レジ袋の国内流通量

有料化前	有料化後
約20万 t	約 13万 t

出典) 日本経済総合研究センター『包装資材シェア事典 2020年版』（2020年12月）

バイオプラスチック導入ロードマップ【概要】

令和3年1月

ポイント

「プラスチック資源循環戦略」（令和元年5月策定）の実現に向け、「3R + Renewable」の基本原則に基づき、より持続可能性が高いバイオプラスチックへ転換することを目指し、「バイオプラスチック導入ロードマップ」を策定。

- ▶バイオプラスチック導入に関わる主体に向け、①導入の基本方針、②プラスチック製品領域毎の導入に適したバイオプラスチック（次頁参照）を提示。
- ▶関係主体のバイオプラスチック導入に向けた取組を強力に後押しすべく、政府の③施策を提示。

①導入の基本方針

原料	原料の多様化を図るため、国内バイオマス（資源作物、廃食用油、パルプ等のセルロース系の糖等）の原料利用の幅を拡大（食料競合等の持続可能性に配慮）。
供給	国内外からの供給拡大を進めていくが、供給増に向け、国内製造を中心に、本邦企業による製造も拡大。
コスト	関係主体の連携・協働によりコストの最適化を目指す。また、利用者側に対する、環境価値の訴求等を行い、環境価値を加味した利用を促進。
使用時の機能	汎用性の高いバイオプラスチックや耐久性、靱性等に優れた高機能バイオプラスチックを開発・導入を目指しつつ、製品側の性能を柔軟に検討し、幅広い製品群への対応を促進。
使用後のフロー	使用後のフロー（リサイクル、堆肥化・バイオガス化に伴う分解、熱回収等）との調和性が高いバイオプラスチックを導入。
環境・社会的側面	ライフサイクル全体で持続可能性（温室効果ガス、土地利用変化、生物多様性、労働、ガバナンス、食料競合等）が確認されているものを使用。

バイオプラスチック製品の導入イメージ



③施策

	2020~2021年	2022~2025年	2026~2030年	~2050年
利用促進	バイオプラ導入目標集等の策定、ビジネスマッチングの促進（CLOMA、プラスチック・スマート） グリーン購入法特定調達品目における判断の基準等、バイオ由来製品に係る需要喚起策の検討、地方公共団体による率先調達の推進	公正・公平なリサイクルの仕組みの検討 海洋生分解性機能の評価手法の国際標準化に向けた検討		
消費者への訴求等	持続可能性を考慮した認証・表示の仕組みの検討	バイオプラ製品の率先利用及び正しい理解の訴求	運用開始	
研究開発等	高機能化、低コスト化、原料の多様化等に向けた研究・開発・実証事業への支援	製造設備導入への支援		
フォローアップ等	ESG金融を通じた企業の研究開発や製造設備導入に係る資金調達円滑化の支援	バイオプラスチック導入量（用途・素材別）、国際動向、技術動向の調査・フォローアップ		

バイオプラスチックの定義

バイオプラスチック

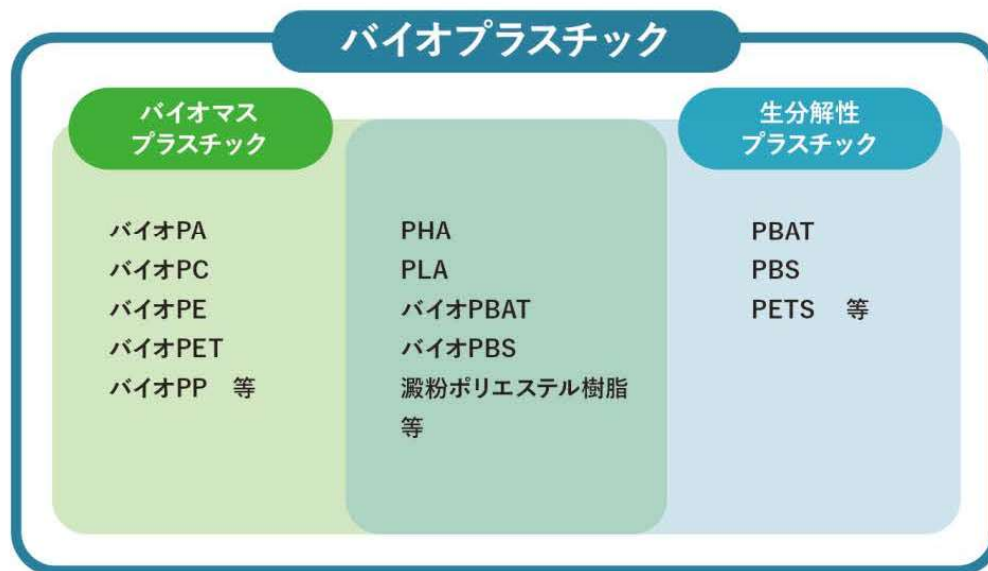
- バイオマスプラスチックと生分解性プラスチックの総称

バイオマスプラスチック

- 原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチック素材

生分解性プラスチック

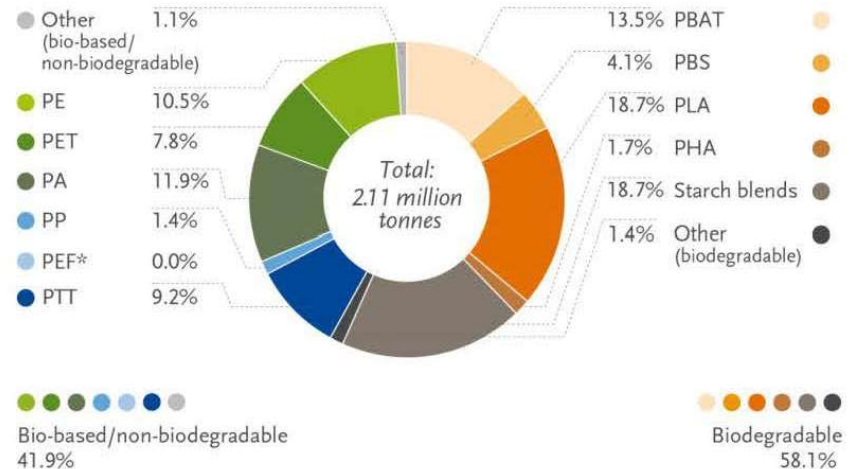
- プラスチックとしての機能や物性に加えて、ある一定の条件の下で自然界に豊富に存在する微生物などの働きによって分解し、最終的には二酸化炭素と水にまで変化する性質を持つプラスチック



世界のバイオプラスチックの製造能力

- European Bioplastics (欧州バイオプラスチック協会) によるとバイオプラスチックの世界の製造能力は211万トン (2020年) であり、2025年には287万トンまで拡大すると推計されている。

2020年の世界のバイオプラスチック製造能力 (樹脂別)



2020年の世界のバイオプラスチック製造能力 (地域別)



出典) バイオプラスチック導入ロードマップ,
http://www.env.go.jp/recycle/bioloadmap_210329.pdf

出典) European Bioplastics, Bioplastics market data,
<https://www.european-bioplastics.org/market/>

2. プラスチック資源循環促進法

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の概要

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じます。

■ 背景





- 海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内における**プラスチックの資源循環**を一層促進する重要性が高まっている。
- このため、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、**包括的に資源循環体制を強化**する必要がある。

■ 主な措置内容

1. 基本方針の策定

- プラスチックの資源循環の促進等を**総合的かつ計画的**に推進するため、以下の事項等に関する**基本方針**を策定する。
 - プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
 - ワンウェイプラスチックの使用の合理化
 - プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

2. 個別の措置事項

設計・製造	【環境配慮設計指針】 <ul style="list-style-type: none">● 製造事業者等が努めるべき環境配慮設計に関する指針を策定し、指針に適合した製品であることを認定する仕組みを設ける。<ul style="list-style-type: none">➢ 認定製品を国が率先して調達する（グリーン購入法上の配慮）とともに、リサイクル材の利用に当たっての設備への支援を行う。	 <p><付け替えボトル></p>	
販売・提供	【使用の合理化】 <ul style="list-style-type: none">● ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき判断基準を策定する。<ul style="list-style-type: none">➢ 主務大臣の指導・助言、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への勧告・公表・命令を措置する。	 <p><ワンウェイプラスチックの例></p>	
排出・回収・リサイクル	【市区町村の分別収集・再商品化】 <ul style="list-style-type: none">● プラスチック資源の分別収集を促進するため、容リ法ルートを活用した再商品化を可能にする。 <p><プラスチック資源の例></p>● 市区町村と再商品化事業者が連携して行う再商品化計画を作成する。<ul style="list-style-type: none">➢ 主務大臣が認定した場合に、市区町村による選別、梱包等を省略して再商品化事業者が実施することが可能に。	【製造・販売事業者等による自主回収】 <ul style="list-style-type: none">● 製造・販売事業者等が製品等を自主回収・再資源化する計画を作成する。<ul style="list-style-type: none">➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。  <p><店頭回収等を促進></p>	【排出事業者の排出抑制・再資源化】 <ul style="list-style-type: none">● 排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき判断基準を策定する。<ul style="list-style-type: none">➢ 主務大臣の指導・助言、プラスチックを多く排出する事業者への勧告・公表・命令を措置する。● 排出事業者等が再資源化計画を作成する。<ul style="list-style-type: none">➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。

↓：ライフサイクル全体でのプラスチックのフロー

<施行期日：公布の日から1年以内で政令で定める日>

1. 目的、基本方針、責務

【基本方針の策定】

- プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、以下の事項等に関する基本方針を策定する。
 - プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
 - ワンウェイプラスチックの使用の合理化
 - プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

<目的>

- この法律は、国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品の廃棄物の市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度の創設等の措置を講ずることにより、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とすること。
(第1条関係)

<基本方針>

- 主務大臣は、プラスチック使用製品廃棄物及びプラスチック副産物の排出の抑制並びに回収及び再資源化等の促進（以下「プラスチックに係る資源循環の促進等」という。）を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。
- 基本方針は、海洋環境の保全及び地球温暖化の防止を図るための施策に関する法律の規定による国の方針との調和が保たれたものでなければならないものとする。
(第3条関係)

- 「プラスチックに係る資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針」で定めた事項：
 - ・ プラスチックに係る資源循環の促進等の基本的方向
 - ・ プラスチック使用製品の設計又はその部品若しくは原材料の種類によるプラスチックに係る資源循環の促進等のための方策
 - ・ プラスチック使用製品の使用の合理化によるプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制のための方策
 - ・ 分別収集物の再商品化の促進のための方策
 - ・ プラスチック使用製品の製造・販売事業者による使用済プラスチック使用製品の自主回収・再資源化の促進方策
 - ・ 排出事業者によるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進のための方策
 - ・ 環境の保全に資するものとしてのプラスチックに係る資源循環の促進等の意義に関する知識の普及
 - ・ その他、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する重要事項
- 基本方針は、法目的の生活環境の保全や国民経済の健全な発展への寄与に向けた内容とし、海外から漂着するごみ対策を位置づけ、海洋プラスチックごみ対策や気候変動対策の方針とも調和

＜事業者及び消費者の責務＞

- 事業者は、プラスチック使用製品廃棄物及びプラスチック副産物を分別して排出するとともに、その再資源化等を行うよう努め、
- 消費者は、プラスチック使用製品廃棄物を分別して排出するよう努め、
- 事業者及び消費者は、プラスチック使用製品をなるべく長期間使用すること、プラスチック使用製品の過剰な使用を抑制すること等のプラスチック使用製品の使用の合理化により、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するとともに、使用済プラスチック使用製品等の再資源化等により得られた物又はこれを使用した物を使用するよう努めなければならない。

(法第4条)

＜国の責務＞

- 国は、プラスチックに係る資源循環の促進等に必要な資金の確保、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する情報の収集、整理及び活用、研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めるとともに、教育活動、広報活動等を通じて、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する国民の理解を深め、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

(法第5条)

＜地方公共団体の責務＞

- 市町村は、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努め、
- 都道府県は、市町村に対し、市町村の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えるよう努め、
- 都道府県及び市町村は、国の施策に準じて、プラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(法第6条)

2. 個別の措置事項

【環境配慮設計指針】

- 製造事業者等が努めるべき**環境配慮設計に関する指針**を策定し、指針に適合した製品であることを**認定**する仕組みを設ける。
 - 認定製品を**国が率先して調達**する（グリーン購入法上の配慮）とともに、リサイクル材の利用に当たっての**設備への支援**を行う。

＜プラスチック使用製品設計指針の策定等＞

- 主務大臣は、プラスチック使用製品の製造を業として行う者（その設計を行う者に限る。）及び専らプラスチック使用製品の設計を業として行う者（以下「プラスチック使用製品製造事業者等」という。）が設計するプラスチック使用製品についてプラスチックに係る資源循環の促進等を円滑に実施するためにプラスチック使用製品製造事業者等が講ずべき措置に関する指針（以下「プラスチック使用製品設計指針」という。）を定めるものとする。
- プラスチック使用製品製造事業者等は、プラスチック使用製品設計指針が定められたときは、これに即してプラスチック使用製品を設計するよう努めなければならない。

（法第7条）

＜プラスチック使用製品の設計の認定＞

- プラスチック使用製品製造事業者等は、その設計するプラスチック使用製品の設計について、主務大臣の認定（以下「設計認定」という。）を受けることができる。
- 主務大臣は、設計認定の申請があった場合において、当該申請に係るプラスチック使用製品の設計がプラスチック使用製品設計指針に適合していると認めるときは、設計認定をするものとする。

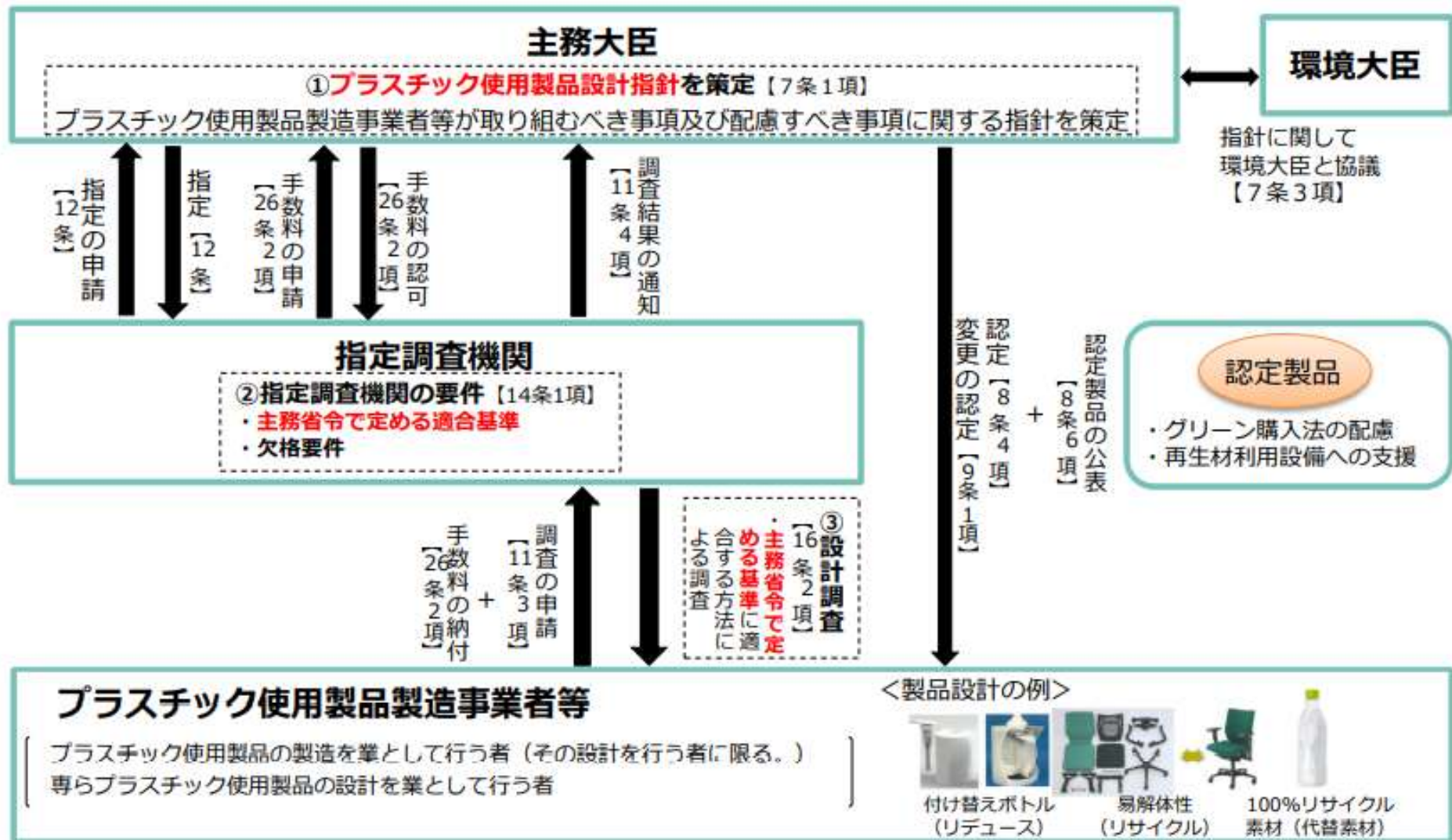
（法第8条）

□ 「プラスチック使用製品設計指針」で定めた事項：

- プラスチックの使用量の削減、プラスチックに代替する素材の活用その他のプラスチックに係る資源循環の促進等を円滑に実施するためのプラスチック使用製品の設計又はその部品若しくは原材料の種類についての工夫に関して取り組むべき事項
- その他プラスチック製品製造事業者等がプラスチックに係る資源循環の促進等の円滑な実施について配慮すべき事項

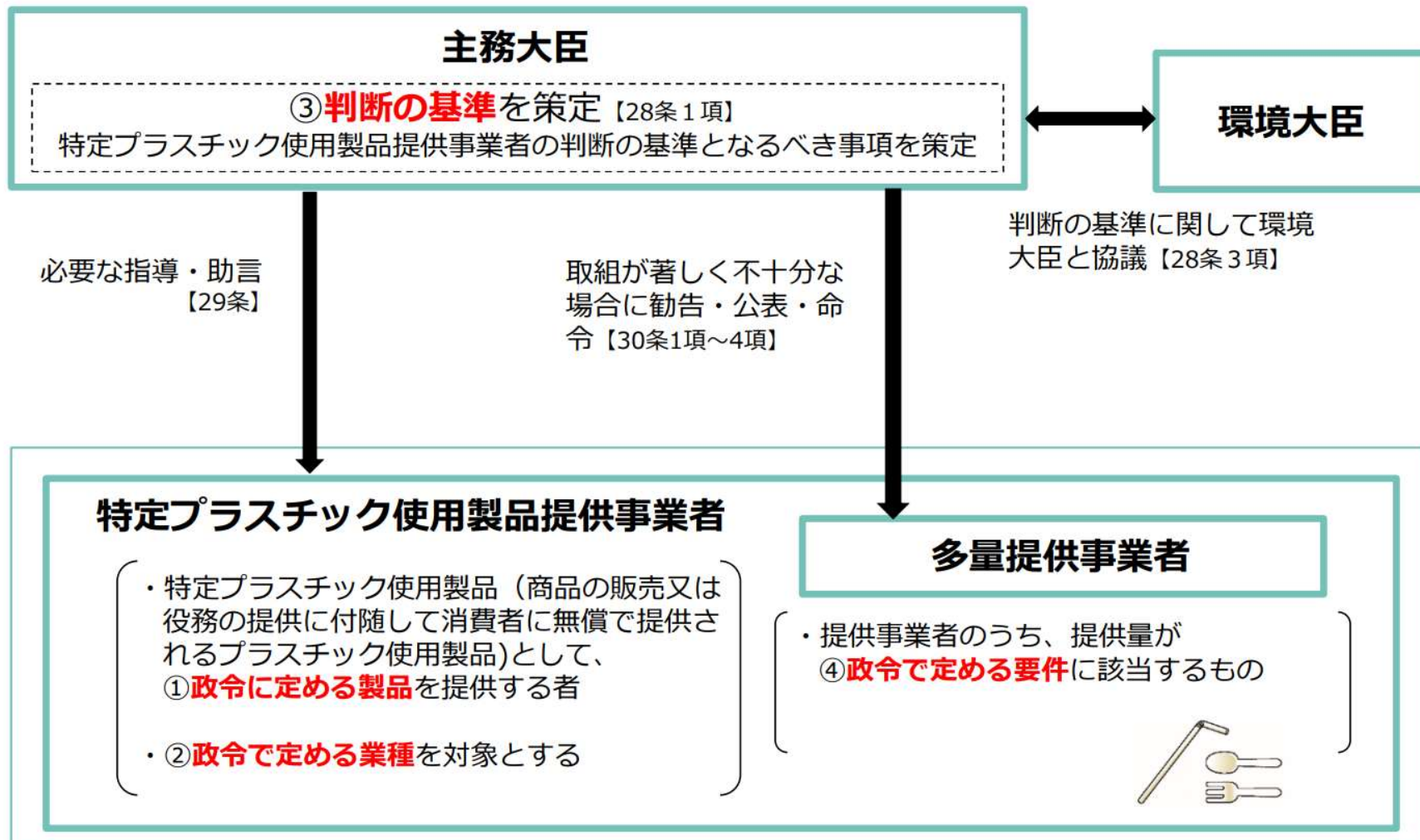
<認定プラスチック使用製品の調達についての配慮等>

- 国は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）第六条第一項に規定する基本方針を定め、又はこれを変更しようとする場合には、設計認定に係るプラスチック使用製品（以下「認定プラスチック使用製品」という。）の調達の推進が促進されるよう十分に配慮しなければならない。
- 事業者及び消費者は、認定プラスチック使用製品を使用するよう努めなければならない。
(法第10条)



【使用の合理化】

- ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき**判断基準**を策定する。
 - ▶ 主務大臣の**指導・助言**、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への**勧告・公表・命令**を措置する。



<特定プラスチック使用製品の使用の合理化>

- 主務大臣は、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するため、主務省令で、その事業において特定プラスチック使用製品（商品の販売又は役務の提供に付随して消費者に無償で提供されるプラスチック使用製品（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号。以下「容器包装再商品化法」という。）第二条第一項に規定する容器包装を除く。）として政令で定めるものをいう。以下同じ。）を提供する事業者であって、特定プラスチック使用製品の使用の合理化を行うことが特に必要な業種として政令で定めるものに属する事業を行うもの（定型的な約款による契約に基づき、当該業種に属する事業を行う者に特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業を行う者を含む。以下「特定プラスチック使用製品提供事業者」という。）が特定プラスチック使用製品の使用の合理化によりプラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するために取り組むべき措置に関し、当該特定プラスチック使用製品提供事業者の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。
(法第28条)

<特定プラスチック使用製品の使用の合理化>

- 主務大臣は、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するため必要があると認めるときは、特定プラスチック使用製品提供事業者に対し、第二十八条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、特定プラスチック使用製品の使用の合理化によるプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制について必要な指導及び助言を、特定プラスチック使用製品多量提供事業者（特定プラスチック使用製品提供事業者であって、その事業において提供する特定プラスチック使用製品の量が政令で定める要件に該当するものをいう。）の特定プラスチック使用製品の使用の合理化によるプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制の状況が一の判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定プラスチック使用製品多量提供事業者に対し、その判断の根拠を示して、特定プラスチック使用製品の使用の合理化によるプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制に関し必要な措置をとるべき旨の勧告等を行うことができるものとする。
(法第29条及び第30条)

① 特定プラスチック使用製品【政令】

- 商品の販売又は役務の提供に付随して消費者に無償で提供されるプラスチック使用製品のうち、提供量が多く使用の合理化の取組によってプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制が見込まれる観点、過剰な使用の削減を促すべき観点、代替素材への転換を促す観点等から、以下を指定する。
 - ・主としてプラスチック製のフォーク、スプーン、ナイフ、マドラー、ストロー、ヘアブラシ、櫛、剃刀、シャワー用のキャップ、歯刷子、ハンガー、衣類用のカバー
(令第5条)

② 特定プラスチック使用製品提供事業者の業種【政令】

- 特定プラスチック使用製品の提供量が多く、使用の合理化を行うことが特に必要な業種として、以下を指定する。
(主たる事業が下記の業種に該当しなくても、事業活動の一部で下記の業種に属する事業を行っている場合には、その事業の範囲で対象となる。)
- 各種商品小売業、各種食料品小売業、その他の飲食料品小売業、無店舗小売業、宿泊業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業、洗濯業
(令第5条)

対象製品 (A)	対象業種 (B)
<p>①フォーク ②スプーン ③テーブルナイフ ④マドラー ⑤飲料用ストロー</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●各種商品小売業（無店舗のものを含む。） ●飲食料品小売業（野菜・果実小売業、食肉小売業、鮮魚小売業及び酒小売業を除き、無店舗のものを含む。） ●宿泊業 ●飲食店 ●持ち帰り・配達飲食サービス業
<p>⑥ヘアブラシ ⑦くし ⑧かみそり ⑨シャワーキャップ ⑩歯ブラシ</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●宿泊業
<p>⑪衣類用ハンガー ⑫衣類用カバー</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●各種商品小売業（無店舗のものを含む） ●洗濯業

③ 判断の基準【主務省令※】

- **目標の設定**：事業において提供する特定プラスチック使用製品の使用の合理化に関する目標を定め、これを達成するための取組を計画的に行うものとする。

- **特定プラスチック使用製品の使用の合理化**：次に掲げる取組その他の特定プラスチック使用製品の使用の合理化のための取組のうち、使用の合理化のために業種や業態の実態に応じて有効な取組を選択し、設定した目標の達成に向けて当該取組を行うことにより、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するものとする。

【提供方法の工夫】

- ・ 消費者にその提供する特定プラスチック使用製品を有償で提供する。
- ・ 消費者が商品を購入し又は役務の提供を受ける際にその提供する特定プラスチック使用製品を使用しないように誘引するための手段として景品等を提供（ポイント還元等）する。
- ・ 提供する特定プラスチック使用製品について消費者の意思を確認する。
- ・ 提供する特定プラスチック使用製品について繰り返し使用を促す。

【提供する特定プラスチック使用製品の工夫】

- ・ 薄肉化又は軽量化等の特定プラスチック使用製品の設計又はその部品若しくは原材料の種類（再生可能資源、再生プラスチック等）について工夫された特定プラスチック使用製品を提供する。
- ・ 商品又はサービスに応じて適切な寸法の特定プラスチック使用製品を提供する。
- ・ 繰り返し使用が可能な製品を提供する。

- **情報の提供**：消費者によるプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制を促進するための情報等について、以下の方法又はその他の措置を講ずることにより情報提供する。

- ・ 店頭又はウェブサイトにおいてプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制に資する事項について掲示又は情報発信すると。
- ・ 提供する特定プラスチック使用製品にプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制の重要性についての表示を付す。

※特定プラスチック使用製品提供事業者の特手プラスチック使用製品の使用の合理化によるプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制に関する判断の基準となるべき事項等を定める省令

- **体制の整備等**：特定プラスチック使用製品の使用の合理化のための取組に関する責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し、特定プラスチック使用製品の使用の合理化のための取組に関する研修を実施する等の措置を講ずるものとする。
- **安全性等の配慮**：安全性、機能性その他の必要な事情に配慮するものとする。
- **特定プラスチック使用製品の使用の合理化の実施状況の把握等**：提供した量並びに特定プラスチック使用製品の使用の合理化のために実施した取組及びその効果を適切に把握し、情報を公開するよう努めるものとする。
- **関係者との連携**：国、関係地方公共団体、消費者、関係団体及び関係事業者との連携を図るよう配慮するものとする。その際、必要に応じて取引先の協力を求めることとする。

④ 特定プラスチック使用製品多量提供事業者の要件【政令】

- 使用の合理化の取組を促す必要性・実効性・事業規模などを勘案し、多量提供事業者の要件を以下のとおり規定する。
 - ・当該年度の前年度において提供した特定プラスチック使用製品の量が5トン以上であることとする。（令第6条）

その他【政令、主務省令】

- 容器包装リサイクル法令及び食品リサイクル法令を参照し、政令において、勧告に係る措置命令の際に意見を聞く審議会を、省令において、加盟者の約款の定めについて本部事業者からの指示、助言を受けることその他所要の規定を定める。
（令第17条、特定プラスチック使用製品提供事業者の特手プラスチック使用製品の使用の合理化によるプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制に関する判断の基準となるべき事項等を定める省令）

【市区町村による分別収集・再商品化】

- プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化を促進するため、市町村はプラスチック使用製品廃棄物について、分別の基準を策定し、当該基準に従って適正な分別排出を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。

市区町村による分別収集・再商品化

市町村は、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集に当たって以下の措置を講ずるよう努める。

- ・ 分別の基準の策定
- ・ 当該基準に従って適正な分別排出を促進するために必要な措置

【法第31条】

容器包装リサイクル法ルートを活用

【法第32条】

再商品化計画に基づく再商品化

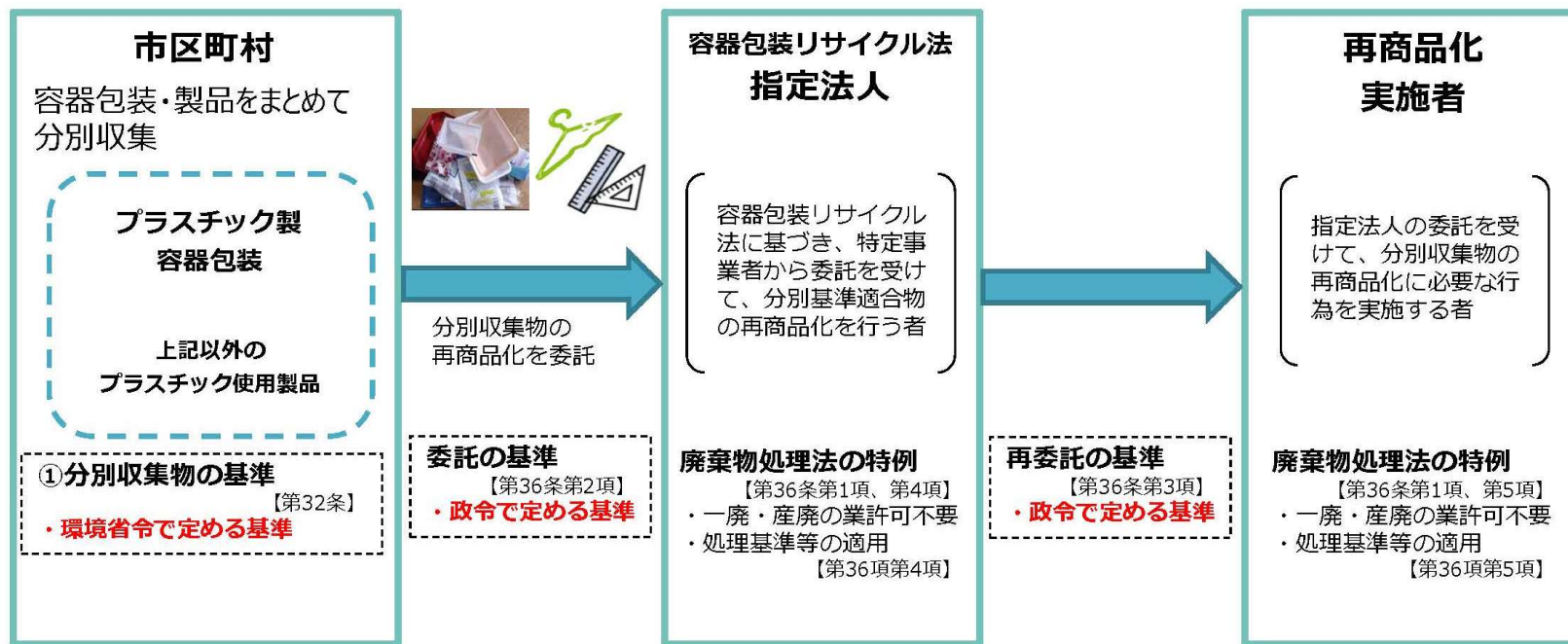
【法第33条】

【市区町村による分別収集・再商品化】（プラスチック資源としての一括回収）

- プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化を促進するため、**容器包装リサイクル法ルートを活用した分別収集物の再商品化**を可能にする。

＜市区町村の分別収集及び再商品化＞

- 市区町村は、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集に当たっては、当該市区町村の区域内においてプラスチック使用製品廃棄物を排出する者が遵守すべき分別の基準の策定等の措置を講ずるよう努め、市区町村が分別の基準を定めたときは、当該市区町村の区域内においてプラスチック使用製品廃棄物を排出する者は、当該分別の基準に従い、プラスチック使用製品廃棄物を適正に分別して排出しなければならないものとする。（法第31条）
- 市区町村は、分別収集物（環境省令で定める基準に適合するものに限る。）の再商品化を、容器包装再商品化法第二十一条第一項に規定する指定法人（以下「指定法人」という。）に委託することができる。（法第32条）



① 容リ法指定法人に委託する場合の分別収集物の基準【環境省令※】

● 分別収集物の基準

- ・原則として最大積載量が一万キログラムの自動車に積載することができる最大の容量に相当する程度の分量の物が収集されていること
- ・圧縮されていること
- ・主としてプラスチック製の容器包装が廃棄物となったもの又は原材料の全部若しくは大部分についてプラスチック素材を利用したプラスチック使用製品廃棄物以外のものが付着し、又は混入していないこと
- ・容器包装リサイクル法施行規則別表1の7の項に掲げる飲料又はしょうゆを充填するためのポリエチレンテレフタレート製の容器が混入していないこと
- ・一辺が50cm以上のものが混入していないこと
- ・小型家電リサイクル法第2条第2項に規定する使用済小型電子機器等が混入していないこと
- ・リチウムイオン蓄電池等の再商品化の過程で火災等を生ずるおそれのあるもの、感染のおそれのあるもの、その他の再商品化を著しく阻害するプラスチック使用製品廃棄物が混入していないこと
- ・容器包装リサイクル法に規定される指定保管施設において保管されているものであること

その他【政令】

- ・燃料として利用される製品については、容器包装リサイクル法と同様に定める。（令第1条）
- ・市町村が指定法人に委託する場合の基準及び容器包装リサイクル法に規定する指定法人が他人に再委託する場合の基準については、廃棄物処理法令で定める内容と同等に、広域的な処理の円滑化を図る観点で再商品化の委託基準を定める。（令第10条）

上記の他に、リサイクルの質と量の向上に資するよう、先行して製品プラの回収を実施している自治体の取組も参考に、現場のご意見を踏まえて「プラスチック使用製品の廃棄物分別収集の手引き」を策定する。

※分別収集物の基準並びに分別収集物の再商品化並びに使用済みプラスチック使用製品及びプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為の委託の基準に関する省令

プラスチック使用製品の廃棄物分別収集の手引き（概要）

2022.1.19公表

市区町村は、プラスチック使用製品廃棄物の分別の基準を策定し、その基準に従って適正に分別して排出されるように住民に周知するよう努めなければならない。収集したプラスチック使用製品廃棄物については、

- ①容器包装リサイクル法の指定法人に委託し、リサイクルを行う方法
 - ②再商品化実施者と連携して再商品化計画を作成し、国の認定を受けることで、リサイクルを行う方法を市区町村の状況に応じて選択することができる。
- ①を選択した市区町村は、分別収集物の基準に関する省令（令和4年1月19日に公布）に従って分別収集する必要があり、本手引きは当該基準を補完・解説するもの。
- ②を選択した市区町村においても、リサイクルを著しく阻害するものが混入しないよう、十分に参考とされることを期待。

○分別収集物に含めてはいけないもの

※下線部が省令の内容に加えて手引きで補足している箇所

- (1) 汚れが付着しているプラスチック使用製品廃棄物
- (2) 他の法令又は法令に基づく計画により分別して収集することが定められているもの
 - ①ペットボトル、②使用済小型電子機器等、③一辺の長さが50cm以上のもの
- (3) 分別収集物の再商品化を著しく阻害するおそれのあるもの
 - ①火災を生ずるおそれのあるもの
 - ア リチウムイオン蓄電池を使用した製品（モバイルバッテリー、加熱式タバコ等）
 - イ ア以外の火災のおそれのあるもの（ライター、ガスボンベ、スプレー缶等）
 - ②感染性の病原体が含まれるおそれのあるもの（点滴用器具、注射針、注射器等）
 - ③その他分別収集物の再商品化を著しく阻害するおそれのあるもの
 - ア 刃物等（カッター、包丁、調理用スライサー、安全カミソリ等）
 - イ 再商品化設備に影響を与えるもの（まな板等の厚みのあるもの等）

○分別収集物に含めてよいもの

- (1) 主としてプラスチック製の容器包装が廃棄物となったもの
- (2) 原材料の全部又は大部分がプラスチックであるプラスチック使用製品廃棄物

※含めてもよいものを
リストで例示（約160品目）

品目例	備考
クリアファイル	プラスチック製のものに限る
シャープペンシル	本体がプラスチック製のものに限る
洗面器	プラスチック製のものに限る
歯ブラシ	電動歯ブラシは除く
バケツ	プラスチック製のものに限る

【市区町村の分別収集・再商品化】（中間処理工程の一体化・合理化）

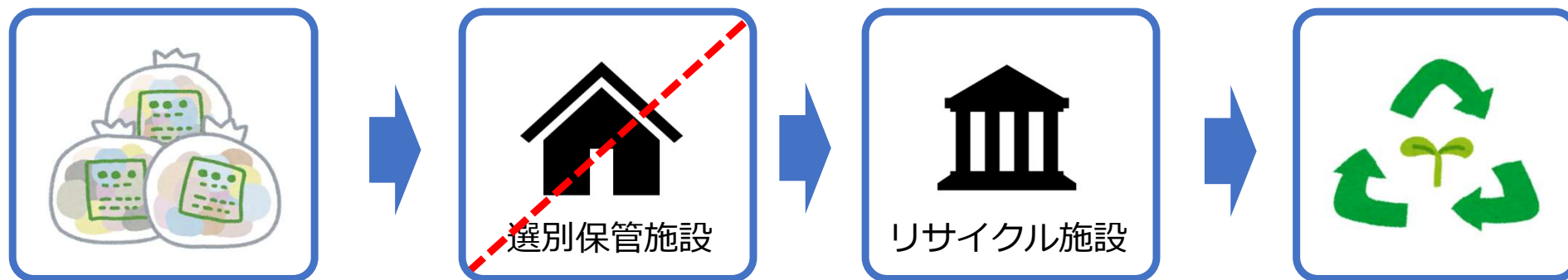
- 市区町村と再商品化事業者が連携して行う再商品化計画を作成する。
 - ▶ 主務大臣が認定した場合に、市区町村による選別、梱包等を省略して再商品化事業者が実施することが可能になる。

＜市町村の分別収集及び再商品化＞

- 市町村は、単独で又は共同して、分別収集物の再商品化の実施に関する計画（以下「再商品化計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができることし、再商品化計画の変更等について所要の規定を設ける。（法第33条及び第34条）
- 認定に係る再商品化計画に記載されたプラスチック容器包装廃棄物（容器包装再商品化法第二条第四項に規定する容器包装廃棄物のうちその原材料が主としてプラスチックであるものとして主務省令で定めるものをいう。）については、これを容器包装再商品化法第二条第六項に規定する分別基準適合物とみなして、容器包装再商品化法の規定を適用するものとする。

（法第35条）

＜中間処理工程の一体化・合理化のイメージ＞



プラスチック資源を回収

選別保管などの中間処理を実施せずに
リサイクル施設へ搬入

プラスチック資源を
選別・リサイクル

主務大臣

①再商品化計画の認定申請

【第33条第1-2項】

(申請事項)

- ・分別収集物の種類（**主務省令で定める容器包装廃棄物の種類**を含む。）
 - ・実施期間
 - ・分別収集物の種類ごとの見込み量
 - ・実施方法
 - ・実施費用の総額・内訳
 - ・収集・運搬、処分施設
 - ・**其他省令で定める事項**
- +添付書類

②要件に適合する計画の認定

【第33条第3項】

(認定要件)

- ・計画内容：再商品化の効率的な実施に資するものとして**主務省令で定める基準**
- ・期間：**主務省令で定める期間**
- ・能力・施設：適確かつ継続的に行うに足りるものとして**主務省令で定める基準**
- ・欠格要件

③計画の変更の認定

申請／事前届出／事後届出【第34条第1-3項】

※事業内容に関する変更のうち、**主務省令で定める軽微な変更**については、事前届出となる。

④変更の認定／認定取消し

【第34条第1項、第4項】

市区町村

<再商品化計画の認定の場合>

市区町村（又は委託業者）

プラスチック使用製品
廃棄物の分別収集



一体化・合理化

指定法人

プラスチック容器包装廃棄物（容器包装リサイクル法の分別基準適合物とみなす【法第35条】）の再商品化費用を支払い

再商品化実施者

（認定計画に記載された再商品化事業者）

選別



再商品化



① **再商品化計画の認定申請【省令】** ※施行規則第1条～第3条

- 分別収集物に含まれる「プラスチック容器包装廃棄物」（法第35条の特例の対象）
 - ・主としてプラスチック製の容器包装（ペットボトルを除く）が一般廃棄物となったもの
- 法律に定めるもの以外の計画記載事項
 - ・分別収集物を収集しようとする区域
 - ・不適切な処理が行われた場合に生活環境に係る被害を防止するために講ずる措置
 - ・再商品化が困難になった場合に生活環境に係る被害を防止するために講ずる措置
- 添付書類
 - ・排出者に対して周知している分別の基準
 - ・分別収集しようとする区域を示す図面
 - ・分別収集物の収集、運搬又は処分を行う者が十分な知識及び技能や経理的基礎を有し、欠格要件に該当しないことを証する書類
 - ・収集又は運搬の用に供する施設、処理施設が飛散・流出等のおそれがないこと等を証する書類

② **要件に適合する計画の認定【省令】** ※施行規則第4条

- 再商品化計画の内容の基準
 - ・収集から処分が終了するまで及び再商品化により得られた物の利用までの一連の行程が明らかであること。
 - ・委託する業務の範囲及び委託する者の責任の範囲が明確であること。
 - ・再商品化の実施の状況を把握するために必要な措置を講じていること。
 - ・生活環境の保全上支障を及ぼすおそれがないこと。
 - ・収集から処分が終了するまでの一連の過程が、重複なく合理的であること。
 - ・排出者が遵守すべき分別の基準（小型家電リサイクル法第2条第2項に規定する使用済小型電子機器等及びリチウムイオン蓄電池その他の再商品化の過程で火災等を生ずるおそれのあるプラスチック使用製品廃棄物を分別収集の対象としないものに限る）を定め、当該分別の基準に従って適正に分別して排出されるよう必要な措置を講じていること。
 - ・再商品化をして得られる物の品質を確保するための措置を講じていること。
 - ・再商品化の実施に要する費用の総額およびその内訳の算出方法が妥当であること。
 - ・分別収集物にプラスチック容器包装廃棄物が含まれる場合は、プラスチック容器包装廃棄物の再商品化に伴う費用が抑制されたものであること。

② **要件に適合する計画の認定（続き）【主務省令】** ※施行規則第5条、第6条

- 再商品化を実施する期間
 - ・ 期間は、3年を超えない期間とする（変更においては、当初の認定日より起算して当該期間とする）
- 再商品化実施者の能力及び施設の基準
 - ・ 再商品化実施者が再商品化を的確に行うに足りる知識、技能、経理的基礎を有すること
 - ・ 収集又は運搬の用に供する施設について、飛散・流出等のおそれのないものを有すること
 - ・ 積替施設及び保管施設について、飛散・流出等しないように必要な措置を講じた施設であること
 - ・ 処分施設について、処分に適し、運転を安定的に行うことができ、適正な維持管理を行うことができるものであり、必要な許認可を受けたものであること

③ **計画の変更の認定申請／事前届出／事後届出【主務省令】** ※施行規則第10条

- 変更の認定を要せず、事前届出を要する変更
 - ・ 受託者の氏名又は名称の変更
 - ・ 収集・運搬事業者の変更（委託する業務の範囲及び責任の範囲の変更を伴わないもの）
 - ・ 収集・運搬施設、保管施設の変更
 - ・ 計画期間の短縮

その他【政令、主務省令】

- ・ 実施状況の主務大臣への報告手続を定める。（規則第14条）
- ・ 廃棄物処理法令で定める内容と同等に、再商品化の委託基準、廃止の届出手続その他所要の規定を定める。

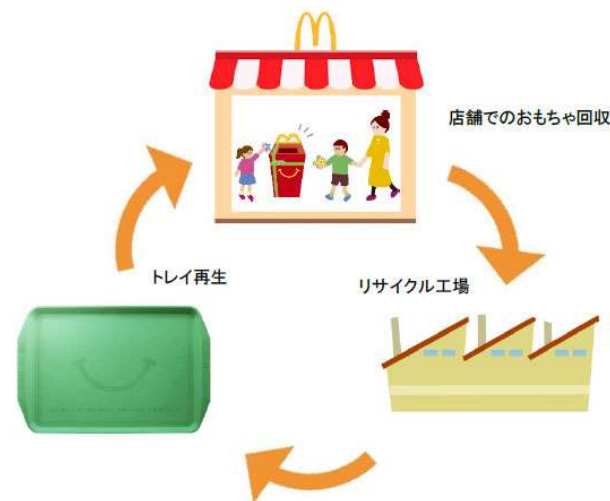
【製造・販売事業者等による自主回収】

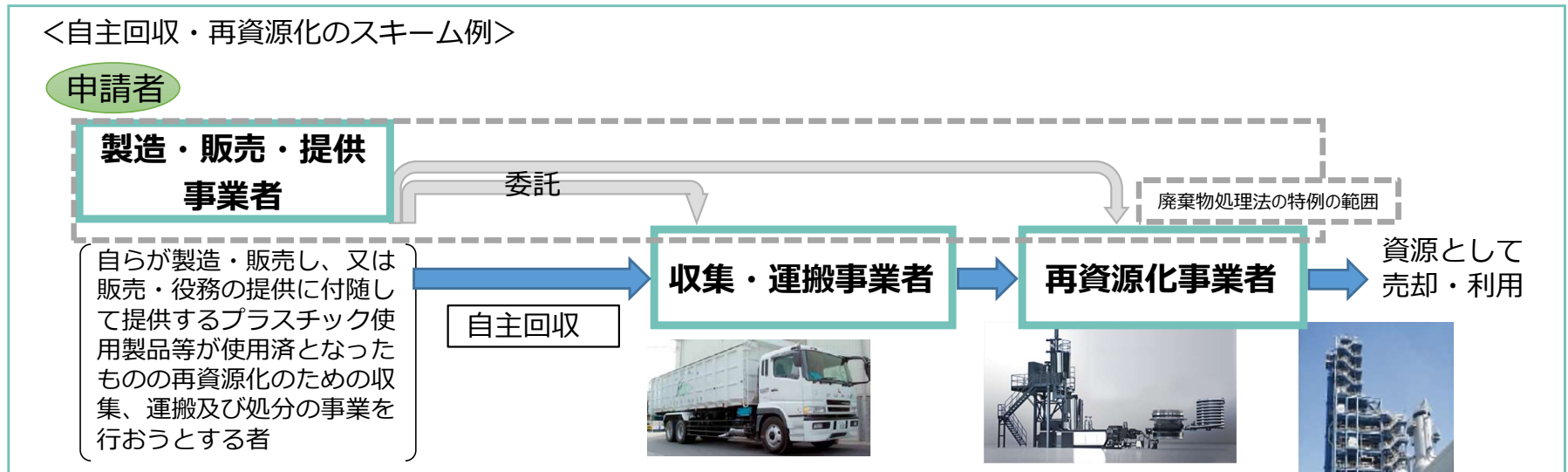
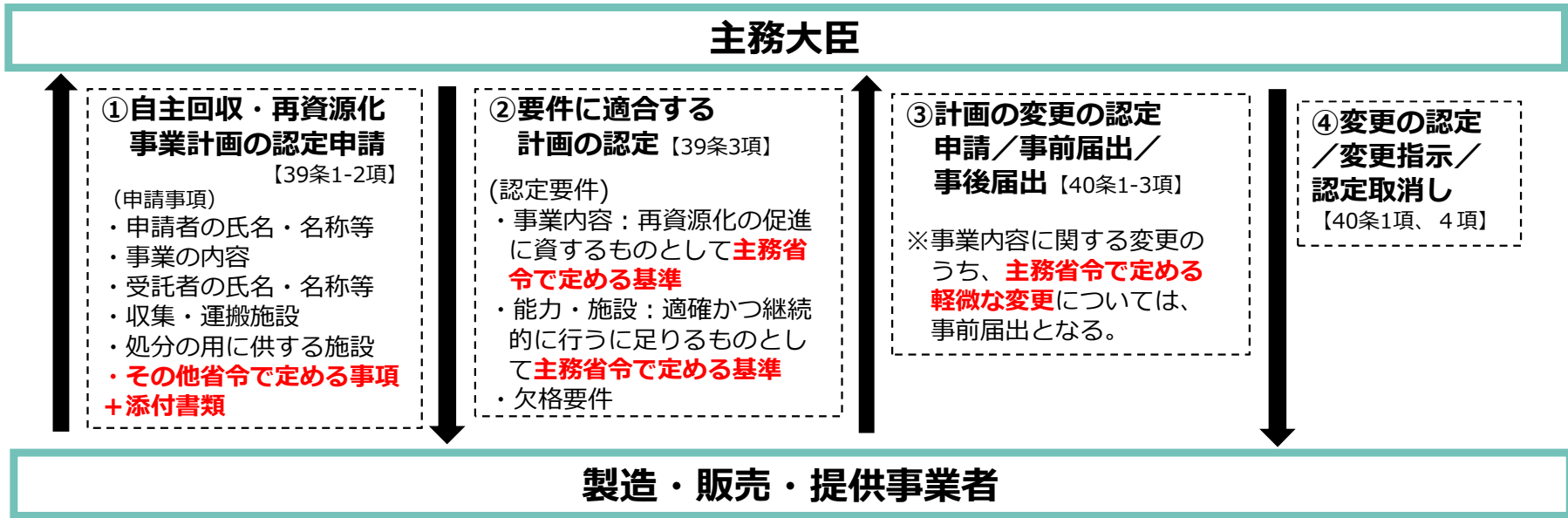
- 自らが製造し、若しくは販売し、又はその行う販売若しくは役務の提供に付随して提供するプラスチック使用製品が使用済プラスチック使用製品となったものを**自主回収・再資源化する計画**を作成し、主務大臣が認定する仕組みを設ける。
 - 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の**業許可が不要**になる。

＜製造事業者等による自主回収及び再資源化＞

- 自らが製造し、若しくは販売し、又はその行う販売若しくは役務の提供に付随して提供するプラスチック使用製品が使用済プラスチック使用製品となったものの再資源化のための使用済プラスチック使用製品の収集、運搬及び処分の事業（以下「自主回収・再資源化事業」という。）を行おうとする者（以下「自主回収・再資源化事業者」という。）は、自主回収・再資源化事業の実施に関する計画（以下「自主回収・再資源化事業計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができることとし、自主回収・再資源化事業計画の変更等について所要の規定を設ける。
(法第39条及び第40条)
- 自主回収・再資源化事業計画の認定を受けた自主回収・再資源化事業者等は、廃棄物処理法の規定にかかわらず、同法の規定による許可を受けないで、認定に係る自主回収・再資源化事業計画（以下「認定自主回収・再資源化事業計画」という。）に従って行う使用済プラスチック使用製品の再資源化に必要な行為を業として実施することができることとし、所要の規定を設ける。
(法第41条及び第42条)

＜自主回収の例＞





① **自主回収・再資源化事業計画の認定申請【主務省令】** ※施行規則第15条、第16条

- 法律に定めるもの以外の申請事項
 - ・ 収集しようとする製品の種類、見込み数量、収集区域、再資源化によって得られる物の利用先
 - ・ 廃棄物処理基準に適合しない処理が行われた場合に生活環境に係る被害を防止するために講ずる措置
- 添付書類
 - ・ 申請者等が十分な知識及び技能や経理的基礎を有し、欠格要件に該当しないことを証する書類
 - ・ 収集又は運搬の用に供する施設（積替及び保管施設を含む）、処分施設が飛散・流出等のおそれがないこと等を証する書類

② **要件に適合する計画の認定【主務省令】** ※施行規則第17条、第18条

- 事業内容の基準
 - ・ 収集から再資源化により得られた物の利用までの一連の行程が明らかであること。
 - ・ 委託する業務の範囲及び委託する者の責任の範囲が明確であること。
 - ・ 自主回収・再資源化事業の実施の状況を把握するために必要な措置を講じていること。
 - ・ 使用済プラスチック使用製品に含まれるプラスチックを相当程度再資源化するものであること。
- 申請者等の能力・施設の基準
 - ・ 申請者等が自主回収・再資源化事業を適確に行うに足りる知識、技能、経理的基礎を有すること。
 - ・ 収集又は運搬の用に供する施設（積替及び保管施設を含む）、処分施設について、飛散・流出・悪臭等のおそれがないよう必要な措置を講じたものであること。
 - ・ 処分施設について、処分に適し、運転を安定的に行うことができ、適正な維持管理を行うことができるものであること。
 - ・ 必要な許認可を受けたものであり、飛散・流出・悪臭等のおそれがないよう必要な措置を講じた施設であること。

③ **計画の変更の認定申請／事前届出／事後届出【主務省令】** ※施行規則第21条～第26条

- 変更の認定を要せず、事前届出を要する変更
 - ・ 受託者の氏名又は名称の変更
 - ・ 収集・運搬事業者の変更（委託する業務の範囲及び責任の範囲の変更を伴わないもの）
 - ・ 収集・運搬施設、保管施設の変更

その他【政令、主務省令】

- ・ 実施状況の主務大臣への報告手続を定める。
- ・ 廃棄物処理法令で定める内容と同等に、欠格要件に係る使用人の範囲、認定事業者の委託基準、運搬車への表示、廃止の届出手続、その他所要の規定を定める。なお、手続については、電子申請方式を可能とするなど、申請者の利便性を高めるものとする。

【排出事業者の排出抑制・再資源化】

- 排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき**判断基準を策定**する。
 - 主務大臣の**指導・助言**、プラスチックを多く排出する事業者への**勧告・公表・命令**を措置する。

＜排出事業者による排出の抑制及び再資源化等＞

- 主務大臣は、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を促進するため、主務省令で、排出事業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第五項に規定する小規模企業者その他の政令で定める者を除く。二において同じ。）がプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を促進するために取り組むべき措置に関し、当該排出事業者の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。（第44条）
- 主務大臣は、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を促進するため必要があると認めるときは、排出事業者に対し、一の判断の基準となるべき事項を勘案して、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等について必要な指導及び助言を、多量排出事業者（排出事業者であって、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量が政令で定める要件に該当するものをいう。）のプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の状況が一の判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該多量排出事業者に対し、その判断の根拠を示して、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等に関し必要な措置をとるべき旨の勧告等を行うことができるものとする。（法第45条及び第46条）

□ 排出事業者の取組のイメージ：

- 目標設定、計画策定
- プラスチックの使用の合理化（例：製造工程の工夫による端材の削減）
- プラスチックの分別排出の徹底・リサイクルの推進
- 情報発信 など

主務大臣

①排出抑制・再資源化等の**判断の基準**の策定【44条1項】

【45条】
必要に応じ指導・助言

取組が著しく不十分な場
合に勧告・公表・命令
【46条 1項～5項】

排出事業者

〔 ・プラスチック使用製品産業廃棄物等を排出する者
(②政令で定める**小規模な事業者**を除く) 〕

多量排出事業者

〔 ・排出事業者のうち、排出量が③政令で定める要件に該当するもの 〕

① 排出の抑制・再資源化等の判断の基準の策定【主務省令※】

● 排出の抑制・再資源化等の実施の原則

プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等に関する技術水準及び経済的な状況を踏まえつつ、事業活動で使用するプラスチック使用製品の安全性や機能性等の必要な事情に配慮した上で、プラスチック使用製品産業廃棄物等について、可能な限り、①排出を抑制すること、②適切に分別して排出すること、③再資源化を実施することができるものは再資源化を実施すること。

④再資源化を実施することができないものであって、熱回収を行うことができるものは、熱を行うこと。

再資源化等を適正に実施することができる者に委託すること。また、委託する場合であっても、再資源化を実施することができない場合に、熱回収を適正に行うことができる者に委託すること。

● 目標の設定

多量排出事業者は、排出の抑制及び再資源化等に関する目標を定め、これを達成するための取組を計画的に行うこと。

● 情報の公表

多量排出事業者は、毎年度、前年度の排出量及び目標の達成状況に関する情報をインターネット等で公表するよう努めること。

排出事業者（多量排出事業者を除く。）は、毎年度、前年度の排出量と、排出の抑制及び再資源化等の状況に関する情報をインターネット等で公表するよう努めること。

● 情報の提供

再資源化等を委託する場合、受託者に対して、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出及び分別の状況、性状及び荷姿に関する事項といった必要な情報を提供すること。

● 加盟者における排出の抑制及び再資源化等の促進

本部事業者は、加盟者の事業において排出の抑制及び再資源化等に関し必要な指導を行い、排出の抑制及び再資源化等を促進するよう努めること。

加盟者は、本部事業者が実施する排出の抑制及び再資源化等の措置に協力するよう努めること。

※排出事業者のプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進に関する判断の基準となるべき事項等を定める命令

- 教育訓練
従業員に対して、排出の抑制及び再資源化等に関する必要な教育訓練を行うよう努めること。
- 管理体制の整備
排出量、排出の抑制及び再資源化等の実施量といった排出の抑制及び再資源化等の状況を適切に把握し、その記録を行うこと。
記録の作成等の排出の抑制及び再資源化等に関する事務を適切に行うため、事業場ごとの責任者の選任といった管理体制の整備を行うこと。
- 関係者との連携
プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を効果的に行うため、国、関係地方公共団体、消費者、関係団体及び関係事業者との連携を図るよう配慮すること。その際、必要に応じて取引先に対し協力を求めるものとする。

排出の抑制に当たって排出事業者が行う取組

- プラスチック使用製品の製造、加工又は修理の過程において、下記のような排出の抑制を促進する取組を行うこと
 - 原材料の使用の合理化を行うこと
 - 端材の発生を抑制すること
 - 端材やプラスチック使用製品の試作品を原材料として使用すること
- 流通又は販売の過程において使用するプラスチック製の包装材について、下記のような排出の抑制を促進する取組を行うこと。
 - 簡素な包装を推進すること
 - プラスチックに代替する素材を活用すること
- その事業活動において使用するプラスチック使用製品について、下記のような排出の抑制を促進する取組を行うこと。
 - なるべく長期間使用すること
 - 過剰な使用を抑制すること
 - 部品又は原材料の種類について工夫されたプラスチック使用製品を使用すること

再資源化等に当たって排出事業者が行う取組

- リチウムイオン蓄電池を使用する機器といった、再資源化等を著しく阻害するおそれのあるものの混入を防止すること
- 周辺地域に再資源化を適正に実施することができる者が存在しない場合や、廃棄物に感染性病原体が付着しているおそれがある場合といった、再資源化を実施することができない場合において、熱回収を行うことができるものは、熱回収を行うこと
- 自ら熱回収を行う場合、可能な限り効率性の高い熱回収を行うこと
- 熱回収を委託する場合、可能な限り効率性の高い熱回収を行う者を選定すること
- 廃棄物の飛散や流出といった、生活環境の保全上の支障が生じないよう措置を講ずること

② 政令で定める小規模な事業者【政令】

- 排出事業者から除外する者として、以下の者を規定する。
 - 従業員の数が20人以下の、商業・サービス業以外の業種を行う会社・組合等
 - 従業員の数が5人以下の、商業又はサービス業の業種を行う会社・組合等 (令第15条)

③ 多量排出事業者の要件【政令】

- 廃棄物処理法及び食品リサイクル法における多量排出事業者の要件を勘案し、多量排出事業者の要件について以下のとおり規定する。
 - 当該年度の前年度においてプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量が250トン以上であること。(令第16条)

その他【政令、主務省令】

- 容器包装リサイクル法令及び食品リサイクル法令を参照し、政令において、勧告に係る措置命令の際に意見を聞く審議会を、省令において、加盟者の約款の定めについて本部事業者からの指示、助言を受けることその他所要の規定を定める。(令第17条、特定プラスチック使用製品提供事業者の特手プラスチック使用製品の使用の合理化によるプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制に関する判断の基準となるべき事項等を定める省令)

【排出事業者による再資源化等】

- 排出事業者等が**再資源化事業計画**を作成する。
 - 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の**業許可が不要**になる。

＜排出事業者による排出の抑制及び再資源化等＞

- 自らが排出するプラスチック使用製品産業廃棄物等について再資源化事業（プラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化のためのプラスチック使用製品産業廃棄物等の収集、運搬及び処分の事業をいう。以下同じ。）を行おうとする排出事業者及び複数の排出事業者の委託を受けて、これらの者が排出するプラスチック使用製品産業廃棄物等について再資源化事業を行おうとする者（以下「再資源化事業者」という。）は、再資源化事業の実施に関する計画（以下「再資源化事業計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができることとし、再資源化事業計画の変更等について所要の規定を設けること。
(法第48条及び第49条**関係**)
- 再資源化事業計画の認定を受けた再資源化事業者等は、廃棄物処理法の規定にかかわらず、同法の規定による許可を受けないで、認定に係る再資源化事業計画（以下「認定再資源化事業計画」という。）に従って行うプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為を業として実施することができることとし、所要の規定を設けること。
(法第50条から第52条まで**関係**)

主務大臣

①再資源化事業計画の認定申請【48条1-2項】

(申請事項)

- ・申請者の氏名・名称等
- ・事業の内容
- ・受託者の氏名・名称等
- ・収集・運搬施設
- ・処分の用に供する施設
- ・**その他省令で定める事項**
- ・**+添付書類**

②要件に適合する計画の認定【48条3項】

(認定要件)

- ・事業内容：再資源化の促進に資するものとして**主務省令で定める基準**
- ・能力・施設：適確かつ継続的に行うに足りるものとして**主務省令で定める基準**
- ・欠格要件

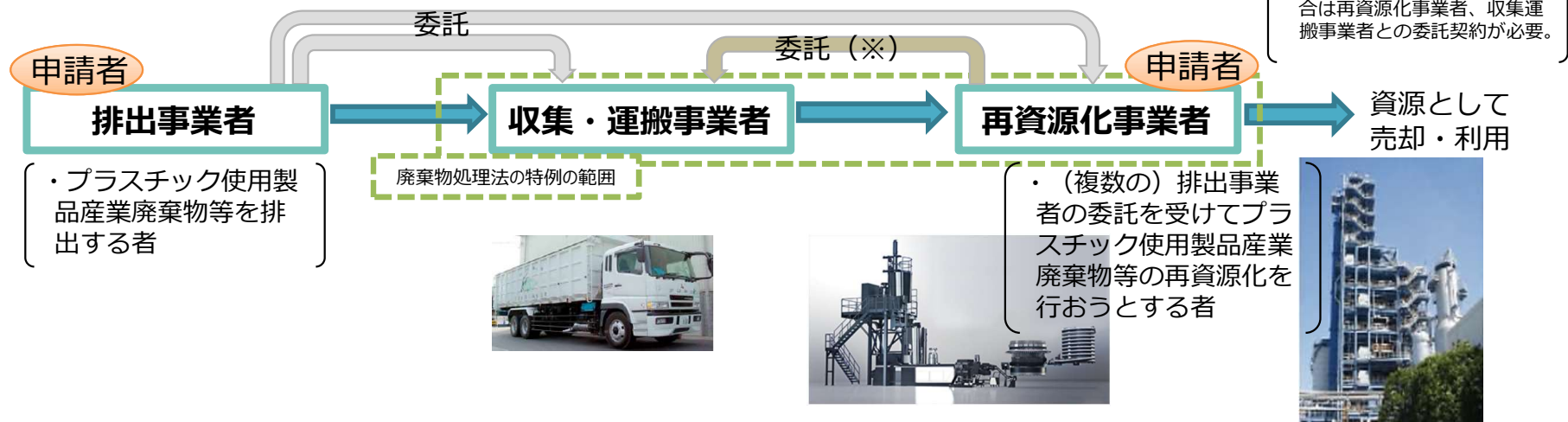
③計画の変更の認定申請／事前届出／事後届出【49条1-3項】

- ※事業内容に関する変更のうち、**主務省令で定める軽微な変更**については、事前届出となる。

④変更の認定／変更指示／認定取消し【49条1項、4項】

排出事業者又は排出事業者の委託を受けた再資源化事業者

<再資源化のスキーム例>



① 再資源化事業計画の認定申請【主務省令】

- 法律に定めるもの以外の申請事項
 - ・ 収集しようとする製品の種類、見込み数量、収集区域、再資源化によって得られる物の利用先
 - ・ 不適切な処理が行われた場合に生活環境に係る被害を防止するために講ずる措置
- 添付書類
 - ・ 申請者等が十分な知識及び技能や経理的基礎を有し、欠格要件に該当しないことを証する書類
 - ・ 収集又は運搬の用に供する施設（積替及び保管施設を含む）、処分施設が飛散・流出等のおそれがないこと等を証する書類

② 要件に適合する計画の認定【主務省令】

- 事業内容の基準
 - ・ 収集から再資源化により得られた物の利用までの一連の行程が明らかであること。
 - ・ 委託する業務の範囲及び委託する者の責任の範囲が明確であること。
 - ・ 再資源化の実施の状況を把握するために必要な措置を講じていること。
 - ・ プラスチック使用製品産業廃棄物等に含まれるプラスチックを相当程度再資源化するものであること。
- 申請者等の能力・施設の基準
 - ・ 申請者等が再資源化を適確に行うに足りる知識、技能、経理的基礎を有すること。
 - ・ 収集又は運搬の用に供する施設（積替及び保管施設を含む）、処分施設について、飛散・流出等のおそれがないよう必要な措置を講じたものであること。
 - ・ 処分施設について、処分に適し、運転を安定的に行うことができ、適正な維持管理を行うことができるものであり、必要な許認可を受けたものであること。

③ 計画の変更の認定申請／事前届出／事後届出【主務省令】

- 変更の認定を要せず、事前届出を要する変更
 - ・ 受託者の氏名又は名称の変更
 - ・ 収集・運搬事業者の変更（委託する業務の範囲及び責任の範囲の変更を伴わないもの）
 - ・ 収集・運搬施設、保管施設の変更

その他【政令、主務省令】

- ・ 実施状況の主務大臣への報告手続を定める。
- ・ 廃棄物処理法令で定める内容と同等に、欠格要件に係る使用人の範囲、認定事業者の委託基準、運搬車への表示、廃止の届出手続、その他所要の規定を定める。なお、手続については、電子申請方式を可能とするなど、申請者の利便性を高めるものとする。

【その他】

- **主務大臣の権限の委任**や**施行期日**等について定める。

① **主務大臣の権限の委任【政令】**

- ・ 各措置に関する報告徴収及び立入検査の権限について、対象者の事務所等を管轄する地方支分部局の長に委任することができることとする。

② **法律の施行期日【政令】**

- ・ この法律は、令和4年4月1日から施行することとする。

※なお、法附則第2条において、施行から5年後に、施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされているところであり、今後、適宜施行状況を踏まえて、政省令等の内容も含めて必要に応じて、見直しを行っていくこととする。

3. 先進事例の紹介

令和3年度プラスチックの資源循環に関する先進的モデル形成支援事業の公募採択事業(6市)及び一括回収事例(1市)について

松本市 プラスチック資源リサイクル検証事業

事業概要

実証事業において分別回収したプラスチック製品等の組成調査を実施するとともに、**容器包装プラと製品プラの混合品のベール化の可能性について調査**する。ベール化されたものを再商品化事業者で品質調査を行い、その結果を利用して、安定した再資源化の体制構築を目指す。

実施内容

島内(しまうち)の約4,250世帯、大野川区の約250世帯を対象にそれぞれ1カ月間、**製品プラも含めて包装プラの収集日に集める。**

調査事項

- ・ **製品プラの量、種類**など
- ・ **圧縮梱包時に硬さや大きさが異なる製品プラが混ざった状態で作業に影響が出ないか**

市民タイムスWEB 2021年9月9日 (<https://www.shimintimes.co.jp/news/2021/09/post-15113.php>)より

京都市 プラスチック製品の分別回収に向けた社会実験

事業概要

実証事業において分別回収したプラスチック製品等の組成調査を実施し、プラスチック製品の種類、材質、汚れ等の状態及び異物混入の状況を把握するとともに、**分別回収、再商品化方法における環境影響や経済性の効果検証**を行う。

実施内容

プラスチック製容器包装の収集日に、社会実験専用ごみ袋を用いて、**プラ容器包装及びプラ製品を一括又は分別して排出**

調査事項

- ・ プラ製品及びプラ容器包装の**分別回収量、分別実施率**の状況調査
- ・ 分別回収した**プラ製品**の状態等（**細組成調査**）
- ・ 排出者のプラ製品及びプラ容器包装の分別に対する意識調査（**アンケート調査**）

京都市HP (<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000286011.html>) より

静岡市 LCAによる処理方法ごとの環境影響評価・ 経済性効果の検証

事業概要

運搬コストや処理施設設置費用の増加等、プラスチック資源の分別収集をすることによる、環境面や経済面での検討、効果検証を行う。

亀岡市 プラスチック一括回収へ向けたモデル事業

事業概要

現状埋立てごみとして回収している製品プラについて、一括回収実証、組成調査を行い、プラスチック(容器包装プラと製品プラ、その他異物等)の混入率を算出し、また、市民啓発手法の調査・検討を行う。

大阪市 既存の中継施設を有効活用した効率的なリサイクル体制の整備に関する調査・検討及び異物混入防止に向けた市民啓発手法の検討事業

事業概要

既存の中継施設(ストックヤード)を有効活用した効率的なリサイクル体制の整備(圧縮梱包設備の設置)に関する調査・検討及び異物(電池・バッテリー等)混入防止に向けた市民啓発手法の検討を行う。

倉敷市 プラスチック資源循環促進法を踏まえた市民の負担が少ない分別・処理スキームの検討

事業概要

現状、燃やせるごみとして排出されているプラスチック資源について、組成分析を実施し、実態を把握する。また、どのようなリサイクル方法があるか処理施設等の検討を進めるとともに、市民への効果的な周知方法等について検討、制度導入時の効果検証を行い、新法を踏まえた最適な分別方法や処理スキームを検討するための基礎資料を作成する。

佐賀県鹿島市 プラスチックごみ分別回収

概要

- ・4月1日から、家庭から出る「プラスチックごみ」の分別収集を開始
- ・これまで可燃ごみとして収集してきたが、「プラスチック・ビニール類」の区分で回収し、再資源化に取り組む。

鹿島市
プラスチック・ビニール類

住所
氏名

※必ずご記入ください

袋類 (食品品や日用品)	トイレット類 (洗面器類)	カップ・パック類 (食品品)	ボトル類 (食品品や日用品)
発泡スチロール など (梱包材)	その他の プラスチック類	× 出せないもの ×	

●プラスチック以外の素材(金属、シール、テープ、ゴム等)は、取り除いてください。
●食品等の袋や洗剤等の容器は、中身を出し、汚れを落としてください。

- ・有明海の環境保全に力を入れている自治体
- ・燃料油にして活用する事業を展開するリサイクル業者に持ち込む
- ・ごみの焼却場や農業用ハウスの燃料にリサイクル
- ・収集は週1回

佐賀新聞Live 2月9日

<https://www.saga-s.co.jp/articles/-/808788>

NHK NEWS WEB 2月9日

<https://www3.nhk.or.jp/lnews/saga/20220209/5080011003.html>